

衛生委員会 議事録

日時	2018年10月25日						18:30	～	19:00
場所	とうざい株式会社 1階 研修室								
参加者	○	曲道英治	○	境力	○	小笠原さやか		高木伸也	
	○	境恭平		金山国雄	○	神山敏則	○	中野規	
	○	小関聡美		吉田美加子	○	八重沢秀美	○	佐々木江利香	
	○	矢野美沙子		澤野優					

※氏名の前の「○」は参加、「空欄」は不参加

議題	審議内容
1. 各事業所からの安全衛生に関する報告	各事業所から労災等の報告はなし 最近、コンベアに巻き込まれて亡くなった事故などがニュースになっているので、報告・連絡を従業員同士でしっかり行いながら各事業所引き続き事故・怪我の内容に勤務しましょう。 繁忙月に向けて忙しくなる事業所もあるかと思いますので体調管理も気を付けていきましょう。
2. 10月活動報告 「ストレスチェックについて」	*ストレスチェックとは ストレスに関する質問票に記入をし、集計・分析をすることで<u>自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査のことを言います。</u> *ストレスチェック制度の実施手順 ①調査票の配布・記入→②ストレス状況の評価・医師の面接指導の要否の判定→③本人へ結果の通知→④本人から面接指導の申出→⑤医師による面接指導の実施→就業上の措置の要否・内容について医師から意見聴取→⑥就業上の措置の実施・改善 というような①～⑥の流れで実施をします。 ※④本人から面接指導の申出について… ストレスチェック制度の結果で「高ストレス」と判断された者は担当者に申出をしたものに限り「医師との面談」を実施することが出来ますので、ストレスチェックの結果をしっかり把握し、結果に合った対応をしていくように意識していきましょう 自らのストレスの状態を知る事はセルフケアのきっかけになります。さらに高ストレスの場合でも医師の指導を受けることで就業上の措置につなげることが出来ます。チェックを受けることは義務ではありませんが、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するためにも出来る限りみなさんに協力をお願い致します。 *働きながら「心をからだのリフレッシュ運動！」 意識をして歩く時間を少しでも長くしたり、仕事の合間に簡単な体操をしたり、働く中でも手軽にリフレッシュできる方法があります。資料を添付していますのでぜひご覧になって実践してみてください。
3. 最後に	次回は2018年11月22日(木) 18:30～19:00の30分間を予定 テーマ「健康診断・生活習慣病について」 健康診断を行い、結果に精密検査などの用紙が同封してあった場合は早めにかかりつけの病院などを受診しましょう。

◆添付資料

厚生労働省「ストレスチェック制度導入ガイド」
中央労働災害防止協会「げんきdeワーク～心とからだ」

とうざい株式会社

承認	審査	担当
曲道	小笠原	恭平

2018年10月26日作成